

月刊

新しい価値を生み、組織・人事のチカラになる

7

2016  
JULY  
No.653

# 総務

月刊総務電子版

<https://ww.e-manager.jp/>

特集

チェックだけで終わらせない

## “本気”の メンタルヘルス対策

ストレスチェック後の結果をどう生かす？

第2特集

早期復旧を実現するための  
企業のクライシスマネジメント

総務のマニュアル

総務担当者が知っておきたい

## 会社の数字

月刊総務オンライン <http://www.g-soumu.com/>

## ○税務トピックス

### 給与等に関するマイナンバー記載の特例

二〇一六年度税制改正により、給与支払者が従業員本人や配偶者等のマイナンバーを記載した帳簿を備えているときは、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」や「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」、「退職所得の受給に関する申告書」について、マイナンバーの記載を要しないものとされました。

この改正は二〇一七年分以後の所得税について適用されます。

### 企業版ふるさと納税の創設

企業が地方公共団体による地方創生プロジェクトに対して寄付をした場合において、現行の法人税損金算入措置に加え、寄付額の三割を法人事業税・法人住民税・法人税から税額控除できる企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）が創設されました。

これは、一回当たり一〇万円以上の寄付が対象となります。ただし、自社の本社が所在する地方公共団体への寄付や、地方交付税の不交付団体である都道府県への寄付、地方交付税の不交付団体のうち一定の市町村への寄付は対象外とされます。

法律はすでに今年四月二〇日より施行されていますが、実質的な制度の開始は、最初のプロジェクト認定が予定されている八月頃となる見込みです。

●執筆／税理士法人 AKJ パートナーズ